

令和3年度 岐阜県観光連盟
岐阜県修学旅行助成金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下、「連盟」という。）が、岐阜県において修学旅行を扱う旅行者に対して、予算の範囲内で交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた事業者とする。

2 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（以下「暴排措置要綱」という。）第3条に規定する暴排措置の対象となる事業者は、本助成事業の対象としないものとする。

(助成対象事業)

第3条 事業の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 国内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下、「学校」という。）が学校行事として企画した修学旅行であること。
- (2) 県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (3) 令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に実施する修学旅行であること。

(助成額)

第4条 助成金は送客実績に応じて次のとおり算定する。

助成金の額＝①参加児童生徒助成金＋②旅行会社送客助成金

①参加児童生徒 助成金	参加児童生徒 助成限度額	②旅行会社 送客助成金	旅行会社送客 助成金の限度額
1人あたり	1校1回につき	1人あたり	1校1回につき
2,000円	40万円	200円	4万円

- 2 送客実績とは、実際に修学旅行に参加した児童生徒数を対象とし、教員等の引率者は除く。
- 3 参加生徒児童助成金の合計が、助成対象事業に係る経費の合計額から国・県市町村の助成金等を除いた額（以下「実費額」という。）を上回る場合は、実費額を上限とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金算出計算書(様式第2号)
- (2) 学校長等の署名押印がある申請承諾書(様式第3号)
- (3) 前各号の掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金交付決定通知書(様式第4号)により、対象事業者へ通知するものとする。

2 この助成金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

児童生徒等に配布する修学旅行の案内文書、行程表等に旅行代金に対して連盟の助成金による支援が実施される旨を記載すること。

(事業の変更)

第7条 対象事業者は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業について、内容、実施方法等を変更しようとする場合、助成金変更承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 前項の規定における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 助成金が増額又は3割を超えて減額となる変更
- (2) 第1条で定めた目的の達成に支障が生じるおそれのある著しい事業内容の変更

3 会長は、第1項の変更を承認した場合は助成金変更承認通知書(様式第6号)により対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 対象事業者は、助成金を活用した事業を中止する場合は、申請取下げ書(様式第7号)を会長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 対象事業者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から30日を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書(様式第8号)に次の掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 行程表
- (2) 助成金実績内訳書（様式第9号）
- (3) 学校長等の署名押印がある実施証明書（様式第10号）
- (4) 宿泊施設の押印がある宿泊証明書（様式第11号）
- (5) 前各号の揚げるもののほか、会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 会長は、前条の規定による報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第12号）により、対象事業者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第11条 対象事業者は、助成金の交付を受けようするときは、助成金請求書（様式第13号）を会長に提出するものとする。

- 2 助成金の交付は、精算払いとする。
- 3 連盟は、第1項の請求書を受理したときは、30日以内に支払うものとする。

（助成金の関係書類等の保存）

第12条 対象事業者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存するものとする。

（暴力団の排除）

第13条 第5条の規定による申請があった場合において、申請者が第2条第2項の規定に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。

- 2 会長が第6条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条第2項の規定に該当することが明らかとなったときは、助成金の交付を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、第11条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

（立入検査等）

第14条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 25 日から適用する。